

企業会計の今日の変容と全体整合性問題 —現実と規範—

石川純治

1 2つのテーマ—現実と規範—

本稿は、まず今日の企業会計にはこれまでの理論的枠組み（発生主義、原価・実現主義、費用収益対応、費用配分など）にてらして、それらの原則では説明できそうもない新たな会計基準が登場してきているのかどうか、もしそうであるならその変容の今日的なあり方はいかなるものかについて検討する（現実の説明論的検討）。次に、この変容の捉え方いかんは（変容のレベル、度合い）、例えば現行の「企業会計原則」の抜本見直し、あるいは新たな概念枠組みの必要性とかかわってくる。そこで、この新たな会計秩序の構築問題について、これまでの「企業会計原則」修正の変遷史もふまえて可能なかぎり検討する（将来にむけての規範論的検討）¹。

2 企業会計の今日の変容—その形と方向—

(1) 企業会計のハイブリッド構造

今日の企業会計の計算枠組みは2つの異なる枠組みが併存・交錯している。すなわち、従来の伝統的な「会計配分」の枠組み（計算系Ⅰ）と、それとは枠組みを異にする今日的な「価値評価」の枠組み（計算系Ⅱ）である。この2つの計算系の併存と交錯の構造については別稿で論じたのでここでは繰り返さないが²、特に計算系Ⅱが今日の時価会計の特徴を有していること、またそれが従来の計算系Ⅰの領域に次第に浸透している現実があることを指摘しておきたい。

この2つの計算系は、計算対象の区分すなわち金融系と非金融系（実物系）との区分の観点からすれば、従来型の計算系Ⅰが今日の金融系の測定には必ずしも適合しないこと、したがって伝統的な会計配分の基本枠組みから今日的な「実物系／計算系Ⅰ＋金融系／計算系Ⅱ」への変容の構図が考えられるが、現実はその基本モデル（対象と方法のハイブリッド構造）で説明できるほど単純でもない。しかし、こうした基本モデルの設定は変容の構造のみならず、変容の方向を明らかにする点でも有効である。すなわち、今日の変容はまず金融系への計算系Ⅱの浸透ではじまり（変容のステージ1）、さらにそれが実物系にも浸透しようとしている現実がある（変容のステージ2）。そのステージ2がどこまで浸透するか、その最後の試金石が（会計配分の典型である）減価償却であるといえ、その変容の性格と方向性が理解されるだろう³。

(2) 利益計算か実態・リスク開示か—変容問題の出発点と統合問題—

会計配分を中核におく計算系Ⅰが純然たる利益計算の枠組みといえ、計算系Ⅱは必ずしもそうでない。それは特定時点の直接的再測定という特徴にもみられるように、実態・リスクの情報開示の枠組みをも有している⁴。重要な点は、変容問題を議論するさい、今日の変容がはじめてから利益計算の再構成問題として登場してきているのかどうかという点である。この点で、筆者は今日の企業会計とりわけ時価会計に「(B/Sでの) 実態・リスク開示志向の会計→その情報開示目的に適合する測定属性の選択→その属性に規定された(原価・実現の枠組みとは性格を異にする) 結果的な利益計算」という構図を見る⁵。

仮に、この実態・リスク開示を一層徹底させるなら、しかもそれをB/Sに求めるなら、P/Lとの連携の矛盾は一層拡大し、究極的にはP/Lとの連携から何らかの形での非連携への方向か、さもなければ従来の会計利益とは異なる利益概念の方向に行かざるをえないだろう。「情報開示が利益を生むか」というごく素朴な疑問は、そのことを象徴している⁶。こうして、会計に求められるもの（会計目的）が必ずしも利益計算だけでない今日の状況のもと、会計理論の統合というとき、(利益計算としての)理論統合がそもそも可能なのかどうか。さらには、B/SとP/Lのそれぞれに求められるものの相違に相応した非連携まで想定すれば、そこでの理論統合はどのような形で可能なのか、より大きな統合問題に突き当たるだろう。

(3) 変容の基礎・構造・形態—変容問題の参照枠—

変容問題を議論するさい、その変容を引き起こしているのが何であるか、その考察なしに会計ルールの世界だけの考察ではその変容の本当の姿は見みえてこないし、将来の予見の洞察も得られない。ここに、その変容の基礎に遡って考察することの重要性がある。この点についてもすでに論じているので、ここではその要点のみ、すなわち「(i)変容の基礎(①社会経済的基礎の変容→②会計に求められるものの変容→③異なる会計思考の併存と交錯)⇒(ii)変容の構造(④企業会計のハイブリッド構造)⇒(iii)変容の形態(⑤個々の会計ルール全体のハイブリッド性)」、という変容の構図(基礎→構造→形態)を指摘しておきたい⁷。

3 新会計基準と「企業会計原則」—その整合・非整合性—

周知のとおり昭和24年に制定された「企業会計原則」は昭和57年の第4次修正を経て今日にいたっている。その最終修正から今日までの20年余りの間、いわゆる会計ビッグバンにともなう一連の新会計基準が導入されたにもかかわらず、企業会計原則は手つかずのまま今日にいたっている。新会計基準(特に金融商品会計と退職給付会計)と企業会計原則との整合性問題については別稿で論じているので⁸、ここでは金融商品会計を例にして、以下の3点について論じたい。

(1) 棚卸資産と有価証券—同格規定の根拠とその変容—

周知のとおり、現行の企業会計原則の貸借対照表原則では、有価証券の扱い(貸借対照表原則5のB)は棚卸資産のそれ(貸借対照表原則5のA)とまったく同格の扱いとなっている。すなわち、有価証券はその評価原則に関して費用性資産(原価配分の対象資産)である棚卸資産と同格規定となっている。問題はなぜ同格か、その同格性の根拠である。そしてまた、なぜ今日、有価証券だけが時価評価になったのか、その根拠の変容である。

では、企業会計原則はなぜ有価証券に棚卸資産と同格の規定を与えていたのか。それは端的にいえば、あとでみる損益計算の基本原則ともかかわるが、分配(処分)可能利益計算という制度的規定性(会計目的)に起因する。その目的のもとでは未実現利益は排除され、売買目的有価証券も(実物商品と同様に)売却するまで取得原価のまま据え置かれる。ここに、制度適合性→収支を基礎にした分配可能利益計算(投下資金回収剰余計算)→資産の測定…(a)という規定関係があり、支出を基礎にする非貨幣性資産は原価評価になる。だが、今日の実態開示会計にあっては、実態・リスク開示要求→資産(負債)の認識・測

定→利益計算（評価損益）…(b)という規定関係があり、そこでの資産評価には（支出に拘束される必要はなく）実態・リスク開示にもっとも適合する特定時点での測定属性（例えば市場価格）が選択される。

ここで3点だけ指摘しておきたい。第1は利益計算の相違、すなわち(a)と(b)では（制度適合性の相違に応じて）利益計算と資産評価の規定関係が逆になっている点、そしてその利益計算が(b)では資産（負債）の測定属性に規定された結果的な利益計算の形をとるという点である。第2は、すぐあとで触れるが、B/Sの相違、すなわち(a)では収支的期間損益計算の規定を受けた収支計算的B/Sになるのに対し、(b)では実態・リスクの情報開示を受けた実態開示的B/Sになるという点である⁹。第3は、したがって(a)と(b)とのいずれが適切かということは（制度規定性をぬきにして）本来的に言い得ず、会計計算は本来制度中立ではあり得ないという点である¹⁰。

(2)「企業会計原則」の基本的な考え方—動態論思考の意義と今日的限界—

企業会計原則の基本的な考え方にてらしたとき、売買目的有価証券の会計ルールがそれと整合しうるかどうかが、これが次の問題である。ここで企業会計原則の根底にある基本的な考え方とは、制定から今日にいたるまで基本的に変わっていない損益計算の基本原則、すなわち「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算書に計上してはならない」（損益計算書原則1A）である。

この損益計算の基本原則の基礎には動態論の発想がみられる。すなわち、動態論思考→収支的期間損益計算→（それに規定され、手段化された）収支的貸借対照表である。問題は、その思考と金融商品会計とは整合し得るかである。周知のように、動態論思考による貸借対照表の見方（ビランツ・シェーマ）の本質は各期の損益計算の連結環としての未決項目表というところにある。例えば、「支出・未費用」としての費用性資産に典型的にみられるように、そのB/S評価額は次期以降の損益計算に繰り延べられた将来費用額（費用未配分額）としての評価額であり（フローの配分計算）、けっしてその時点での資産価値（ストックの価値評価）を表すものではない。その点で、棚卸資産も事業用固定資産も、そして繰延資産も（その形態の相違にかかわらず）その本質に変わりはない。このことは「費用・未支出」（見越配分）としての負債のB/S評価においても同じである¹¹。

こうした期間損益計算の補助手段としての貸借対照表観は、証券市場での投資家が求めるより積極的・実態的な貸借対照表観にもはや適合しない。端的に言って、ビランツ・シェーマの今日的限界（今日的不適合）は、費用性資産は別にしても、「支出・未収入」項目（有価証券、貸付金など）や「収入・未支出」項目（借入金、社債など）として説明される金融資産・負債項目にある。こうした単なる計算的未決項目としての金融資産・負債観は、今日の実態・リスク開示の観点からは明らかにその要請に応えられるものではない。ここに、リアリティーある資産・負債観をそもそも有しないビランツ・シェーマの今日的限界がある¹²。

いずれにしてもこの動態論的配分思考をどう位置づけるか、これが今日の変容の見方の1つのメルクマールになる。というのも、今日のいわゆる資産負債アプローチの台頭や時価会計の導入にあっても、この配分思考がなお否定されているわけではないからである。

この会計思考の変容という点でいえば、今日の変容の基礎に従来の動態論的思考と今日的な企業価値的思考との併存・交錯（会計思考のハイブリッド）の現実がある、という点を指摘しておきたい¹³。

（3）変容の「全体」をどう捉えるかー金融商品会計の位置づけー

金融商品会計とりわけ売買目的有価証券の時価評価損益は従来の会計枠組み（配分・対応・実現の枠組み）で捉えられるものかどうか、この問いへの答えは今日の変容の「全体」をどう捉えるかの1つの試金石である。この論点についてもすでに別稿で論じたので、その要点のみ示せば大きくは3つの見方がある。すなわち、実現可能基準に典型的にみられる従来の枠組みの「拡張論」（拡張の論理）、ストック評価による利益計算が従来型（フロー配分）の利益計算を補完とする「補完論」（補完の論理）、そして前節で論じたように金融系と非金融系（実物系）との区分に基づく従来の枠組みとの「別枠論」（区分の論理）の3つである¹⁴。

今日の企業会計の全体構成は、したがって「拡張の論理」ではそれが伝統的会計枠組みの拡張であるがゆえに全体構成は一元論的構成となり、また「補完の論理」も補完であるがゆえに同じく一元論的構成となる。補完も拡張も、ともに従来の会計枠組みを基本とした一元論的全体観となる点で共通する。これに対し「区分の論理」は、区分であるがゆえに、いずれが基本ということはなく、併存的二元論の構成をとることになる。こうした今日の企業会計の変容の全体的捉え方の相違は、全体整合性問題の捉え方、および新たな会計秩序の構築のあり方と密接にかかわってくる。

4 2つの全体整合性問題と日本版概念枠組みの“コア”ー従来のコアは不変かー

（1）2つの全体整合性問題

現行の会計規則の全体をいわゆる会計ビッグバン以前の会計規則（集合A）と、それ以後の金融商品会計や退職給付会計などの新会計規則（集合B）から成っていると見たとき、ルール集合AとBとの全体をどう見るか、その捉え方に先の3つの見方がかわる（図1参照）。

図1 2つの全体整合性問題

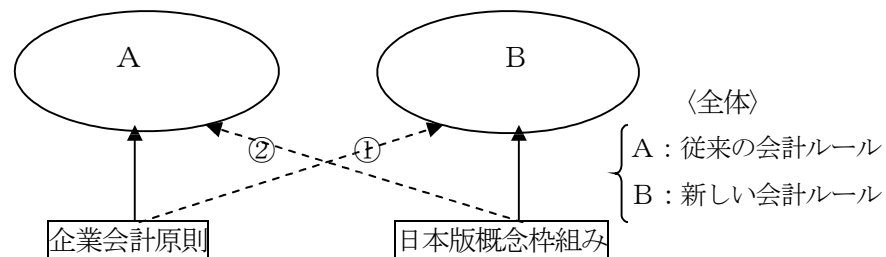


図1の企業会計原則の基礎には前節でみたように損益計算の基本原則（収支的期間損益計算の基本枠組み）があり、個々の会計規則はその原則からでてくる。少なくとも従来の会計規則Aが基本的にそれとの整合性のもとにあったといえ、新会計規則Bは前節で議論したようにその整合性が問題になっているわけである（図1の破線矢印①）。では、

新たな概念枠組み（いわゆる日本版概念枠組み）の構想下ではどうか。それが仮にBを支えるものであるなら、今度は逆にAとの整合性が問題となる（図1の破線矢印②）。ここに企業会計原則と新たな概念枠組みのそれぞれの見地からの“2つの全体整合性問題”があり、そこに前節での全体の捉え方（集合AとBとの関係）の議論がかかわる。

ここで米山報告での「コアとその変化」のシナリオに基づく金融商品の時価評価に触れておくと、そこでの「シナリオC」、すなわち事実への転化に直目して成果を捉える考え方は利益計算に期待される役割の変化にかかわらず不変というシナリオからすれば、従来の有価証券の規定（原価評価）はどうなるか。「事実への転化に直目した成果」という考え方からすれば、棚卸資産と同格の原価評価規定は明らかに事実への転化（時価の変動）に直目した評価規定とはなっていない。その意味で、この同格規定はそこでの基本的な考え方（コア）とは整合しない。となると、従来の有価証券の原価評価から今日の時価評価への変容は「従来のコアは柔軟で不変」というシナリオCで説明できるかどうか、これが問われる¹⁵。

（2）日本版概念枠組みの基本的な考え方

投資の目的にてらして事実へ転化した成果を捉えるという考え方は、実は日本版概念枠組みでの考え方にも共通してみられる。その意味で、その吟味は重要である。すでに別稿で論じたが、日本版概念枠組みの「討議資料」では純利益を「リスクから解放された投資の成果」とし、そのリスクからの解放は「期待から事実への転化」と説明される¹⁶。そこでのキーワードはといえば「投資」、「拘束」、「解放」であり、それらと「期待」と「事実」のむすびつきは、「投資」（期待）→「拘束」→「解放」（事実への転化）となる。事前の期待から事後の事実への転化が解放にほかならず、何を期待した投資かで事実への転化の仕方、すなわち成果の捉え方も異なるわけである。この考え方が事業に拘束されていない金融投資では、その価値変動＝広義の「実現した成果」＝「投資のリスクから解放された成果と同じ」となる¹⁷。

問題は、こうした基本的な考え方が図1での従来の会計ルールAも含めてその全体を支え得るものかどうか（破線矢印②）、Aの基礎にある損益計算の基本原則すなわち収支的期間損益計算の枠組みとそこでの考え方とはどう整合し得るかである。もしそれが全体を支え得るものであるなら、全体はコアのレベルで「柔軟で不変」となる。そのことは、企業会計原則と日本版概念枠組みの双方をつなぐ、より下層にあるコアから説明されねばならないだろう。こうしたコアの階層構造が明らかにされてこそ、従来の有価証券の原価評価（棚卸資産との同格規定）から今日の時価評価への変容に、「従来のコアは柔軟で不変」というシナリオが成立するといえるだろう¹⁸。

5 結びにかえて—制度性と理論性の接合—

会計が現実には制度として機能している以上、今日の企業会計の変容をどう捉えるかは制度の考察を抜きには語れない。ここに、制度と理論の両絡みの考察の重要性がある。別稿では、近時の商法大改正と三位一体関係の変容を特に商法と企業会計に関して論じたが¹⁹、そのもう1つを構成する税法会計（税務会計）にも税法と商法および企業会計との乖離が進んできている現実があり、ここでもより自立した関係への変容がみられる²⁰。

こうした現実の制度の変容をも含めたより広い視点からの考察には、それ相応の方法が求められる。第2節でも述べたように、現実に行き起きていること（変容の姿・形）を本当に理解するには、会計のなかだけの考察ではなかなか見えてこず、その基礎に遡って考察することが必要になる²¹。平たく言えば、見えないところ（基礎・構造）から現実を見せるということである。この点で、米山報告での「コアとその変化」という見方も、本稿第2節での変容の「基礎→構造→形態」という見方も、（そこからでてくる現実の見方は異なるにしても）ある種共通する。

制度性と理論性を合わせもつ会計の現実の「理解」と将来の「予見」にとって、こうしたメタ理論的な考察は重要である。とりわけ本稿のテーマ、すなわち企業会計の変容をどう見るか、そして新たな会計秩序をどう構築するかという大きなテーマにとって、その基礎からの考察の意義は大きいといえる。

*本稿は日本会計研究学会第63回全国大会（中央大学）での統一論題報告および討論に基づいている。この報告の機会を与えていただいた大会準備委員長の渡部裕亘教授、統一論題の設定から数回におよぶ打合せまで種々お世話いただいた石川鉄郎・梅原秀継の両教授（以上、中央大学）にこの場を借りてお礼申し上げたい。

（筆者・駒澤大学教授）

注

¹ 本稿は拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」（『会計』第166巻第3号・4号、2004年8月・9月）とのセットで読まれるとより一層理解されるだろう。その点で、本稿はその論考とあわせて完結する。

² 2つの計算枠組みの対軸による特徴比較は拙稿「企業会計のハイブリッド構造」（『会計』第163巻第1号、2003年1月）の図表2参照。例えば計算系Ⅱの1つの特徴点である直接的再測定（フレッシュ・スタート）は、今日の時価会計での測定の特徴であるといえる。なお、いわゆる「収益費用アプローチ」や「資産負債アプローチ」といった通念的用語は、その意味するものが必ずしも明確でないので可能なかぎり用いていない。また、ここでいう「ハイブリッド」とは、資産・負債の測定がハイブリッド（原価と時価の併存）というのではなく、会計計算の枠組みが全体としてハイブリッド（異種併存システム）ということである。

³ 詳しくは拙稿「企業会計の今日の変容」（『三田商学研究』第47巻第1号、2004年4月）図表4およびステージ2に関する図表5参照。このステージ2が限りなく浸透すると、会計のあり方は大きく変容・変質し、その終焉すら迎えるといえる。その意味で、そこでは減価償却のあり方を「最後の砦」と述べた（同71頁）。

⁴ 拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容」（『駒澤大学経済学部研究紀要』第59号（2004年3月）図表15を参照）。

⁵ この実態開示志向は、そこでの利益計算に資本維持概念が必ずしも明確でない点にもあらわれている。この点は、かつての個別価格変動会計での（資本維持目的の）「取替原価会計」と対比される（実態開示目的の）「カレント・コスト会計」に類似する。拙稿「現代企業会計の全体的あり方」（駒澤大学経済学会『経済学論集』第36巻第1号、2004年8月）51頁参照。

⁶ この点については前掲拙稿「年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容」35-36頁参照。また、前掲拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」第4節(1)では、商法の考え方（不確実な利益の排除）との比較で、企業会計での「不確実性（リスク）の情報開示→不確実な利益」に言及している。

- 7 詳しくは前掲拙稿「企業会計の今日の変容」71-72頁参照。
- 8 前掲拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」第2節参照。
- 9 この2つのB/Sの対比については拙著『時価会計の基本問題』（中央経済社、2000年）の図表10.3、金融商品会計と収支的期間損益計算については同書265-66頁をそれぞれ参照。
- 10 したがって、一般にある計算規定があとからみて不適切（誤り）だったかどうかは一概に言い得ず、そう言えるのは一定の制度的規定のもとでの計算構造内の論理整合性である。
- 11 今日の退職給付会計（特に年金債務の時価測定説）を挙げれば、それと見越（引当）配分としての負債性引当金の考え方との整合性（債務の時価評価差額か引当配分か）が1つの論点になる。詳しくは前掲拙稿「現代企業会計の全体的あり方」63-65頁参照。
- 12 それはビランツ・シェーマそのものの内在的な論理欠陥というより、貸借対照表の見方を規定する側に変容があったとみるべきであろう。ビランツ・シェーマそのものは一定のロジックからでてきた1つの見方であり（現金項目が論理的説明可能かの問題はあったが）、そこにはそもそも実態・リスクを情報開示するという目的は措定されていないとみるべきであろう。なお、有価証券など外部投資項目の収支的期間損益計算構造での位置づけについては先の注(9)も参照。
- 13 詳しくは前掲拙稿「企業会計の今日の変容」66-67頁および図表3参照。
- 14 前掲拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」第3節、および要約の図表1を参照。
- 15 筆者の見地は、この米山報告での「コアとその変化」のシナリオからすれば、シナリオBすなわち「従来の体系では説明できない構造を有する計算方法の導入」という見地になるだろう。
- 16 前掲拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」第5節「(2)金融商品と『リスクからの解放』」を参照。
- 17 ちなみにこの広義の実現した成果という捉え方は、前節で議論した「補完の論理」よりもむしろ（その説明の中身は異なるにしても）「拡張の論理」に近いともいえる。
- 18 筆者の見地はそれとは異なり注(15)で示したとおりである。ちなみに、固定資産の減損会計に関しては、従来の会計配分の枠内（配分計画の修正）という点、つまりそのルールに関して従来のコアは不変という点は説得的である。もっとも価値評価の見地に立つ見解がないわけではない。例えば、醍醐聡「会計配分と価値評価」（『企業会計』第56巻第1号、2003年1月）では、（臨時償却との対比において）減損会計での簿価が（実在的尺度による）直接的測定に基づいている点で価値評価の思考を体現しているとの見解になっている。仮に減損会計が価値評価の枠組みであるなら、簿価修正後は正規の配分償却がなされるので、全体でみれば異なる枠組みの切り替え構成—配分（償却）→評価（簿価切り下げ）→配分（償却）—ということになってしまうだろう。
- 19 前掲拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」第4節参照。会計が自足的に変容するわけではないので、ここに「経済」と「法」と「会計」の相互関係およびその動態変化という視点の重要性がある。
- 20 紙幅の制約上ここでは詳しくは触れられないが、例えば諸引当金の縮減・廃止、企業再編税制（ここでは確定決算主義は事実上崩壊）、連結納税制、資本の部の扱い（税法上の資本と利益の区分の変容）、さらには最近の減損会計（減損の損金不算入問題）やリース会計の見直し問題（例外規定の廃止）を挙げるだけでも、そこには商法および企業会計との乖離が進んできており、従来の確定決算主義から何らかの形で分離主義への方向が垣間見える。また、新たな「中小会社会計基準」や「会計参与制度」の導入構想などは、商法の大改正（公開株式会社法）を受けた（中小会社の）会計・監査のいわば棲み分け論ともいえる。
- 21 特に前掲拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題」第6節で強調したように、歴史の文脈での相対化という視点が重要になる。